

もみの木こども園 重要事項説明書

1 施設の目的

もみの木こども園（以下「当園」という。）は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育を一体的に行い、子どもたちの心身の健やかな育成を図るとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

2 運営方針

- （１）すべての子どもの健やかな成長に必要な基本的習慣を養い、身体機能の調和的発達を図る。
- （２）子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を整え、豊かな遊びを通して総合的な教育・保育を行う。
- （３）地域の小学校や他の教育・保育施設、医療福祉サービス施設等との連携に努めるとともに、子育て家庭に対する支援を行う。
- （４）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。）、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。）、その他関係法令等を遵守して運営する。

3 運営法人の概要

事業者の名称	社会福祉法人 子育てサポートもみの木
代表者 氏名	理事長 吉 川 壽
法人の所在地	岡山市北区新庄上1357番地
法人の連絡先	電話番号086-259-0670 FAX番号086-259-0671
法人の沿革	平成15年4月 NPO法人 子育てサポートもみの木認証 認可外共同保育所もみの木保育園運営 平成26年8月 社会福祉法人 子育てサポートもみの木認可

4 もみの木こども園の概要

種 別	幼保連携型認定こども園
名 称	もみの木こども園
沿 革	昭和63年11月1日 認可外共同保育所もみの木保育園開園 平成28年4月1日 もみの木保育園認可・開園 令和7年4月1日 もみの木こども園へ移行
所 在 地	岡山市北区新庄上1357番地

認可年月日	令和7年4月1日
連絡先 ホームページ	電話番号086-259-0670 FAX番号086-259-0671 URL http://www.mominokikko.com Eメール info@mominokikko.com
園長氏名	薗 輪 ゆ み (うずわ ゆみ)
利用定員	利用定員81名 1号認定こども(3歳以上児) 6名 2号認定子ども(3歳以上児) 41名 3号認定こども(1, 2歳児) 24名 3号認定子ども(0才児) 10名
職員数	28名
実施する事業	幼保連携型認定こども園 延長保育事業 一時預かり事業(幼稚園型) 地域子育て支援事業

5 教育・保育を提供する時間及び休業日

【1号認定こども】

提供する曜日	月曜日から金曜日
教育標準時間	午前8時30分～午後2時
一時預かり (幼稚園型)	午前7時15分～8時30分 午後2時～午後6時15分
休業日 *長期休業日は、 変更することが あります。	土曜日、日曜日、国民の祝日・休日 夏季休業日 8月7日から8月16日まで 冬季休業日 12月29日から1月4日まで 学年末休業日 3月24日から3月31日まで

【2号・3号認定こども】

提供する曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分(11時間) *上記の時間帯中で教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分(8時間) *上記の時間帯中で教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間
延長保育	保育標準時間	午後6時15分～午後7時15分
	保育短時	午後6時15分～午後6時15分
休業日	日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日から1月3日) 園長が必要と認めた日	

6 施設・設備の概要

敷 地	4,481.83㎡
建 物	木造 2階建て 延べ床面積697.46㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室2室 面積 91.59㎡ 調理室 29.96㎡ 調乳室 3.01㎡, 保育室4室・遊戯室 面積 204.43㎡, 乳幼児用トイレ 2箇所 事務所 職員休憩室 送迎用駐車場(30台) 非常通報装置 AED 屋外遊技場 2,088.00㎡
設備の種類	全室冷暖房, プール

7 職員体制

職 名	人 数	職 名	人 数
園 長	1 名 (常勤)	栄養士	1 名 (常勤)
主幹保育教諭	2 名 (常勤)	調理員	4 名 (常勤 2 名、非常勤 2 名)
保育教諭	13 名 (常勤・非常勤)	事務員	2 名 (常勤 1 名、非常勤 1 名)
保育支援員	2 名 (非常勤)	学校医	1 名 (非常勤)
保育支援者	2 名 (非常勤)	学校歯科医	1 名 (非常勤)
看護師	1 名 (非常勤)	学校薬剤師	1 名 (非常勤)
学校医	内科・小児科 三宅内科・小児科医院 医師 三宅 眞砂子 総社市井手 9 1 9		
学校歯科医	歯科 中田歯科クリニック 歯科医 中田 浩正 岡山市北区下足守 1 9 1 6 - 3		
学校薬剤師	薬剤師 いほり薬局 薬剤師 小川 泰治 倉敷市藤戸町藤戸 1384-3		

※ 当園は、「岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年第 120 号）」に定める職員配置基準を遵守するため、利用定員を超過して園児を受け入れる場合等においても、上記に定める員数のほか、必要に応じて職員を配置することとしています。

8 提供する教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及の提供

教育・保育の内容の詳細は、園見学または「入園のしおり」、ホームページをご覧ください。

また、入園後には参観日や懇談等で教育・保育の内容について説明いたします。

(2) 給食の提供

給食を健康な身体づくりの重要な柱と位置づけ、「食べれば食べるほど元気になる給食」を提供します。

当園の給食の方針	食は、生きる源です。食べれば食べるほど元気になるよう、当園の栄養士が
----------	------------------------------------

	献立をたてます。完全給食を実施し、調理は自園方式で手作りの給食を提供します。
昼食・おやつ	・保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。 ・新鮮な旬の食材を使用します。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を当園に提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。
衛生管理等	・大量調理施設届出を岡山市保健所へ届出ます。 ・調理員及び乳児保育担当職員は、毎月検便を行っています。

	提供内容
1号認定子ども	完全給食
2号認定子ども	完全給食・おやつ(午後)
3号認定子ども	完全給食・おやつ(午前・午後)

(3) 延長保育の提供

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、規定時間の範囲内において時間外保育(延長保育)を提供します。

(4) 一時預かり事業(幼稚園型)の提供

やむを得ない理由により、1号認定教育標準時間を越えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、一時預かりによる保育を提供します。

(5) 障がい児保育・教育の提供

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(6) 子育て支援

地域の子ども及び保護者に対して、次の事業を実施し子育て支援を行います。

- 1 子育て広場事業 2 園庭開放事業 3 子育て相談事業

9 利用の開始または利用の終了に関する事項

(1) 利用の開始について

【1号認定子ども】

園の定めた選考方法で利用者を決定します。詳しくは募集要項を参照してください。1号認定子どもについて、定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法で選考を行い、園長が入園者を決定します。

- 1 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- 2 その他の者は面接により選考し、入園させる。

【2号認定子ども・3号認定子ども】

岡山市が行う利用調整により当園の利用者が決定します。詳しくは岡山市の就園管理課にお尋ねください。

当園の利用申し込みを検討されている方は、必ず事前に施設見学をしていただき、この「重要事項説明書」・「入園のしおり」などをお読みいただき、当園の運営方針や教育・保育の内容、園の決まり等を十分にご承知ください。利用決定した後は当園と書面で契約を結びます。

(2) 利用の終了について

当園の利用は、以下の理由により終了します。

- ① 園児が小学校に入学するとき。

- ② 保護者の方の保育必要事由が無くなり、岡山市が保育必要事由の認定を取り消したとき。
なお、保育必要事由の認定については岡山市の就園管理課にお尋ねください。
- ③ 保護者の方から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園希望月の前月20日までに必ず提出ください。
- ④ その他、当園の利用継続に当たり重大な支障や利用継続困難な理由があるとき。

10 保護者の利用料負担等について

(1) 月額保育料（利用者負担金）

特定教育・保育施設に係る利用者負担額は岡山市が決定します。その利用者負担金額を園にお支払いいただきます。納付の方法は、入園後にお知らせします。3歳以上児は幼児教育無償化の対象となりますが、給食費の負担があります。

(2) 延長保育料と一時預かり利用料

○保育利用園児（2号認定子ども・3号認定子ども）の延長保育利用料

区 分	時 間	金 額
保育標準時間認定園児	午後6時15分～午後7時15分まで (土曜日は除く)	日額 300円 月額 2,000円
保育短時間認定園児	午後4時15分～午後6時15分まで	日額 200円 月額 1,000円

*2号認定(3～5歳児) 3号認定(0～2歳児)

*事前に、延長保育の届出をして下さい。急な利用の方も日額でお支払いいただきます。

*ただし、利用者のご家庭が生活保護受給者世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合には、無料となります。

○教育利用園児(1号認定子ども)の一時預かり利用料(幼稚園型)

標準教育時間園児	午前7時15分～午前8時30分まで 午後2時～午後6時15分まで	日額 450円 (おやつ代含む) 月額上限 4,000円
----------	-------------------------------------	------------------------------------

*1号認定(満3歳以上)

長期休業中の一時預かり (夏季・学年末休業のみ)	午前7時15分から午後6時15分	日額 1,000円 (給食代・おやつ代含む)
	午前7時15分から午後0時30分	日額 600円 (給食代含む)

※一時預かり利用料については、現金にて徴収します。集金袋をお渡ししますので、事務所内集金ポストへ提出してください。

○給食の提供に要する利用者負担金

項 目	内 容	金 額
給食費	主食費 (3歳以上の園児)	月額 3,000円
	副食費 (3歳以上の園児)	月額 4,700円
1号認定子ども 8月 給食費	主食費	月額 2,000円
	副食費	月額 3,000円
支払時期と方法	毎月15日に銀行(ゆうちょ)口座引き落とし	

○ その他、教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内 容	金 額
日本スポーツ振興センター掛金	保護者負担分	年間 200 円
年長教材・合宿費	教材費	年間 8,000 円
	合宿経費（宿泊費・交通費等）	実費
4 歳児 園外活動費	バス代、入場料など	年間 5,000 円程度
その他	夕涼み会参加費 700 円 卒園式お弁当代 1,000 円	

11 当園と保護者の連絡について

(1) 日々の連絡

当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者とこども園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。当園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、1 歳児までは個人ノートに、2 歳児以上はクラスの日課表を使い連絡を取り合います。体温、体調、食事、排便状況、遊び、挑戦していること、困っている様子など子どもの家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。

(2) 園だより等

毎月 1 回月の初めに園だよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項などお知らせします。

(3) クラス懇談会・個人懇談

新入園児は、入園時に個人懇談を行い、家庭との連携を図ります。また、年間を通して、必要に応じ、クラス懇談会や個人懇談を行います。お子様のことで気になること等ありましたら、いつでも遠慮なくご相談ください。

(4) 緊急時のお知らせ

緊急時（感染症が当園で発生した場合、暴風警報の発令時や震度 5 以上の地震の災害時など）には、一斉メールを送信する場合があります。その他にも臨時のお知らせを送信することもあります。

(5) 緊急連絡先はいつも明確にしておいてください。住所・電話番号・保護者の勤務先・家族構成が変わったときは、速やかに変更の旨を変更届にてお知らせください。

12 当園のご利用に際して留意していただくこと

登園時間	登園は午前 8 時 30 分までにお願いします。
欠席する場合、登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡、または登園が遅れる場合は、午前 8 時 30 分までに電話連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	原則午後 6 時 15 分までのお迎えをお願いしますが、お迎えが遅れる時には、電話連絡をお願いします。

毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るために、検温をお願いします。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状況など、いつもと様子が異なっていないか確認をしてください。 下記の「登園のめやす」を参考にしてください。
体調不良や けがの場合	園生活をする中で、発熱、下痢、機嫌、食欲、顔色、肌の状態など全身の様子を見ています。熱が高くななくても連絡を入れる場合やお迎えのお願いをする場合があります。 保育中のけがなどで受診する場合には、保護者に連絡を入れます。連絡がつかない場合でも、緊急を要する時には、嘱託医の指示を仰ぎ、受診する場合があります。

感染症について	園は長時間にわたり集団生活をする場所です。 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等、学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから医師に治癒証明書を記入してもらい登園してください。 下表に従い、医師による証明書が必要なものは登園の際、提出をお願いします。インフルエンザの場合は、健康観察記録表（インフルエンザ報告書）を登園へ提出してください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行えません。受診時には、こども園に通園していることを主治医に伝え、朝晩の服用で済むように相談してください。保育時間中に、どうしても与薬が必要な場合は、「投薬依頼書」を記入し、保育教諭に薬と一緒に手渡ししてください。（保護者の判断で持参した薬は対応できません。）

○登園のめやすについて

・各項目に1つでも当てはまる場合は、登園を控えて健康観察をしましょう。

発熱の時	①	24 時間以内に 38.0℃以上の熱が出た。
	②	解熱剤を使用している。
	③	朝から 37.5℃を超えた熱がある。元気がなく機嫌が悪い。食欲がなく、朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である。
下痢の時	①	24 時間以内に複数回の水様便がある。
	②	食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする。
	③	下痢と同時に体温がいつもより高い。
	④	朝、排尿がない。機嫌が悪く元気がない。顔色が悪くぐったりしているなど。
嘔吐の時	①	24 時間以内に複数回の嘔吐がある。
	②	嘔吐と同時に体温がいつもより高い。
	③	食欲がなく、水分も欲しがらない。機嫌が悪く元気がない。顔色が悪くぐったりしている。
咳の時	①	夜間、しばしば咳のために起きる。
	②	ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある。
	③	呼吸が速い。少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる。
発疹の時	①	発熱と共に発疹がある。
	②	感染症による発疹が疑われ、医師より登園を控えるよう指示された。
	③	口内炎がひどく、食事や水分がとれない。
	④	発疹が顔面等にあり、患部を覆えない。
	⑤	滲出液が多く、他児への感染の恐れがある。
	⑥	かゆみが強く手で患部を掻いてしまう。

※受診した場合、医師の診断に従ってください。

『厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年度改訂版』より

■園で流行しやすい感染症

病 名	登園のめやす	登園するとき に必要な書類
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	証明書
風しん（三日はしか）	発しんが消失してから	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶた化してから	
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）	
流行性角結膜炎 （はやり目）	結膜炎の症状が消失してから	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	※溶連菌感染症、とびひは医師の判断による
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること	× 不要だが医師の指示に従って登園
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
帯状疱疹しん	すべての発しんがかさぶた化してから	

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。

13 健康診断について

- (1) 健康診断・歯科検診
年2回嘱託医が検診を、年1回嘱託歯科医が歯科検診を行います。健診の結果については児童票に記載し、「健康診断結果報告書」にて保護者にお知らせします。
- (2) 検尿
毎年5月に検尿を行います。結果については、児童票に記載し、「健康診断結果報告書」にて保護者にお知らせします。
- (3) 身長・体重測定
毎月1回身長・体重測定を行います。測定結果については児童票に記載し、「成長の記録」にて保護者にお知らせします。
- (4) その他
お子様の健康状態や日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

14 子どものけがと給付・加入保険について

- (1) けがのないよう十分注意しておりますが、万が一けがが生じた場合、保護者へ連絡し医師の手当てを受けます。なお、通院を要する場合は、大変でもご家庭でお願いします。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、保育中あるいは登園・降園の途中など、園の管理下にあった場合に、その治療費や見舞金の給付を保護者の方に対して行う制度です。ぜひ、全員加入してください。加入同意書と一部保護者負担があります。(保護者負担:年額200円)
- (3) 賠償責任保険の加入
全国私立保育連盟の『ほいくのほけん』に加入しています。

保険の種類		賠償額		
		1名につき	1事故につき	免責金額
園賠償責任	対人	1名1事故につき 10億円		なし
	対物		1,000万円	
園児団体傷害保険	死亡・後遺障害	205万円		
	入院(1日あたり)	1,950円		
	通院(1日あたり)	1,300円		

15 緊急時の対応について

- (1) 教育・保育の提供中にお子様の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし、学校医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。
- (3) 当園は、下記の医療機関と提携しています。
三宅内科小児科医院(総社市井手919)
高松整形外科医院(岡山市北区小山492-1)
なかむら耳鼻咽喉科(岡山市北区小山52-2)
中田歯科クリニック(岡山市北区下足守1916-3)
- (4) 管轄する消防署と警察署
 - ・ 岡山西消防署 岡山市北区野殿西町427-1 TEL 086-256-1119
 - ・ 岡山西警察署 岡山市北区野殿東町2-10 TEL 086-254-0110

16 非常災害時の対策

消防計画作成届出	岡山西消防署 令和4年10月25日届出(変更届け出は随時)
防火管理者	谷口 真美
避難訓練	避難訓練マニュアルに基づき火災・地震・水害・台風を想定した避難・消火訓練を月1回実施します。

防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・ガス漏れ報知器 非常警報装置・カーテン等の防災処理
防犯設備	学校110 番(非常通報装置)・防犯警備セコム
避難場所	第1避難場所:園庭南側 第2避難場所:本隆寺(北区新庄上630 / 086-287-2257) 第3避難場所:岡山市立加茂小学校

○園児の安全のために臨時休園の措置を取ることがあります。

詳しくは、別紙「気象警報発令時における臨時休園の取り扱いについて」をご覧ください。

17 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

◇ 岡山市こども総合相談所(児童相談所)

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号(岡山市保健福祉会館5階)

TEL 086-803-2525

◇ 岡山市北区北福祉事務所 岡山市北区谷万成2-6-33

TEL 086-261-6630

18 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情について

園を利用するにあたりましてご心配やお気づきのこと、ご意見やご要望などありましたらご遠慮なくお伝えいただきたいと思います。保護者と園でしっかり話し合っていくことが、信頼関係を深めていくと考えています。

(1) 当園の相談・苦情対応窓口について

○ 相談・苦情受付担当者 小泉 芽衣(主幹保育教諭)、流羽 真理絵(保育教諭)

○ 相談・苦情解決責任者 薺輪 ゆみ(園長)

○ 第三者委員 岩佐 仁志(岡山教育文化センター事務局長)

TEL 086-428-5435

第三者委員 村田 恵子(就実大学 教育学部初等教育学科準教授)

メールで受け付け m-keiko@shujitsu.ac.jp

○ 受付時間 月曜～金曜の午前9時～午後5時

○ 面接、電話、文書により相談・苦情等を受け付ける他、玄関横の棚の上に「ご意見箱」を設置しています。

○ 苦情解決のための手順

苦情を丁寧に聞き取ります。→職員会議に報告、解決に向けて検討します

→保護者に報告し、具体的改善を図ります。

必要な場合には理事会で検討し、監督機関に報告します。

(2) 当園以外の相談・苦情受付窓口について

◇ 岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課 指導係

岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL 086-803-1227

◇ 岡山県運営適正化委員会(社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)

岡山市北区南方二丁目13番1号

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」)

TEL 086-226-9400

19 個人情報の保護

- ① 園が個人情報を取得する際には、利用目的等をあらかじめお知らせし個人情報を取得します。
- ② 個人情報の紛失・改ざん・漏えい等を防止するために、必要かつ適正な管理措置を講じます。
- ③ 当園は取得した個人情報をお知らせした利用目的の範囲内で、教育・保育活動に必要な限り
- ④ において利用します。園の教育・保育を知っていただくため、ホームページ等で子どもたちの園での姿を紹介する場合は、文書で保護者の同意を得て利用させていただきます。
- ⑤ 当園は、あらかじめ保護者の皆様の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。ただし、次の事項に該当する場合は、保護者の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。
 - ・ 法令等の定めに基づく場合
 - ・ 園児・保護者の生命・身体・財産の保護に必要な場合
 - ・ 公衆衛生・園児の健全育成に特に必要な場合

別紙 1

気象警報発令時等における臨時休園の取り扱いについて

○1号認定子ども

岡山市の小・中学校では午前7時に「暴風警報」が岡山地域に発令されている時には、臨時休業になり休校となっています。1号認定の園児は、公立の小中学校等と同じく臨時休業となります。

○2・3号認定子ども

警報発令時でも、保護者の方の仕事等を考慮し休園せず、教育・保育を実施しておりますが、「暴風警報」が出ている場合には園児・ご家族の方の安全の確保のためにもできるだけ家庭保育をお願いします。

	気象警報・注意報（気象庁）			避難情報（岡山市）	
	注意報	警報	特別警報	警戒レベル3	警戒レベル4
				高齢者等避難	避難指示
開園予定時刻の 1時間前から開 園までの間	開園します	保育が必要な子どもについては 通常どおり保育を実施します が、可能な範囲で家庭保育へ ご協力をお願いします	休園（終日）します	休園（終日）します	休園（終日）します
開園中	通常どおり保育を継続します	保育を継続しますが、できるだ け早くお迎えをお願いします	保育を中止しますので、 園または避難場所等へ お迎えをお願いします	保育を中止しますので、 園または避難場所等へ お迎えをお願いします	保育を中止しますので、 園または避難場所等へ お迎えをお願いします

※状況によっては、園の判断で休園する場合があります

2. 地震が発生した場合の取り扱いについて

- ・震度5弱以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確保のため、休園（終日）にします。
- ・開園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。（お迎えまでは、園または避難場所等で待機します）安否等については、緊急メールにて連絡をいれます。

3. その他

- ・特別警報・避難勧告・避難指示（緊急）が発表されていない場合でも、園児の登降園に危険が予想される場合や、園児の安全が確保できない事象など、緊急事態が起きた時には、園長の判断で休園またはお迎えをお願いすることがあります。